

東洋史研究

第七十三卷 第四號 平成二十七年三月發行

里耶秦簡にみる秦代縣下の官制構造

土 口 史 記

はじめに

第一章 里耶故城一號井出土文書の性格

第二章 縣廷内列曹

第三章 縣廷と「官」の關係・再論

おわりに

はじめに

秦代の地方行政組織の基礎をなした縣がいかなる官制構造のもとにあり、またそこでなされた行政運営がいかなる實態を有したのかについて、かつては『漢書』百官公卿表など後代の断片的な史料が存在するのみであり、漢代までを射程とした先驅的な官制史研究がのちの研究の基礎を築いたものの、同時代資料の絶対的不足は如何ともし難かった。その後の出土資料の増加、とりわけ墓主が縣令史を務めた雲夢睡虎地十一號秦墓からの竹簡出土によって、秦代縣制の研究は一舉に進展を見せ、また二〇〇一年以降本格的に公表が進んだ江陵張家山二四七號墓出土の二年律令および奏讞書が漢初の法

律文獻であったことから、秦代・漢初にかけての地方官制研究もまた活潑化した。^③

さらに状況が一変したのは二〇〇二年、秦代洞庭郡遷陵縣の遺址に比定される湖南省龍山縣里耶鎮にて、始皇帝末年から二世皇帝時期の行政文書を膨大に含む里耶秦簡が出土したことによる。總數三萬件を超えるという里耶秦簡は、二〇〇三年の簡報（湖南省文物考古研究所等二〇〇三）、二〇〇七年の城址發掘報告（湖南省文物考古研究所編二〇〇七）までの時点で百件程度が公表されたに過ぎなかったが、二〇一二年に至って里耶一號井第五、六、八層の二五〇〇件あまりの簡牘が公開（湖南省文物考古研究所二〇一二、陳偉主編二〇一二、以下、新規公表簡と稱する）されたことで、研究條件は従前の比にならないほどに好轉している。

秦縣に關する重要な研究成果として殊に注目されるのは、仲山茂二〇〇一、青木俊介二〇〇五の提示した、縣廷と「官」との區別という論點である。縣廷とは長吏たる令・丞とその側近の令史が構成する縣行政の中樞機關であり、「官」とは官嗇夫・佐・史を吏員とし各種の行政實務の執行を擔當する部局のことを言う。「官」は里耶秦簡においては少内・倉・司空・庫・田官・發弩・廩・畜官などの例が見られ、その長である官嗇夫は「司空騰」「庫武」「倉是」のように「官」名のあとに個人名を續けて表すことが多く、守官（秦簡では専ら「代理」の意）の場合は「倉守陽」のように表記される。^⑤

さて、新規公表簡出現以前の段階において、青木氏は仲山氏の議論を參照しつつ、里耶秦簡に見出される「官」の縣廷に對する獨立性を論じた。青木氏によれば、縣廷に對して獨立性の強い「官」が對峙しており、兩者は制度的にも物理的にも一定の距離を置いて獨立別個の組織として機能していたという。^⑥しかしこれに對して筆者は土口史記二〇一二（以下「前稿」）において、確かに縣廷と「官」との區別は認められるものの、「官」の獨立についてはさほど實態があるとは言えず、逆に縣廷が「官」に對して絶對的に優位となる構造が存在していたことを論じた。かつて指摘されていた縣廷と「官」との距離は、確かに縣廷と「官」が文書で聯絡していること等、官署の區別、空間的な距離として現れる點では承

認できるが、縣廷は人事權、司法權、文書行政經路の掌握といった諸側面で「官」に優越しており、兩者の關係は決して獨立した部局の竝立ではなく、明確な上下關係にあった。

その後、新規公表簡によって一舉に資料が増加したことで、如上の知見を検證すべき環境が整い、また新たな論點を附け加える必要性が生じてきた。とりわけ前稿の時點では行政文書の實例が不足していたため、主として睡虎地出土の秦律が提示する制度面の分析に重きを置かざるをえないという制約があったが、いま新たに多數の簡牘が公開されたことによつて、行政の實態面をより效果的に分析することが可能となった。こうした狀況を承けて本稿では、新規公表簡に基づいて前稿の知見に補充および檢證を加え、秦代縣下における官制構造と文書行政の實態解明を試みる。具體的な手順としては、まず新規公表簡の資料的性格を檢討することでそれが映し出す事實の射程を確認し、ついで縣行政の中樞機關たる縣廷内部の構造を確認し、さらに縣廷の「官」に對する優位性の具體的内容を行政文書の傳達經路を通じて檢討する。

なお本稿で多用する新規公表簡の簡番號は陳偉主編二〇一二に依據し、「8-1000」のように示す。二〇〇七年までの公表簡は湖南省文物考古研究所編二〇〇七に従い「⑥」のように示す。いずれも冒頭の數字（丸數字）がその簡の出土した一號井の層位を表す。また部分的に公表されている第九層以下の簡牘は、鄭曙斌等編二〇一三、游逸飛・陳弘音二〇一三を參照し、引用の際には簡番號に（選）と附記する。

第二章 里耶故城一號井出土文書の性格

第一節 一號井出土の檢

從來、里耶故城は秦代の洞庭郡遷陵縣遺址とされ、そこで出土した里耶秦簡は遷陵縣の保有した文書であるとみなされてきた。^⑦ この認識自體に問題はないが、一舉に資料の増加した現時點ではその文書群の性格をより精緻に檢討することが

可能となった。里耶秦簡から秦縣を見るに先立って、この点をまずは再検討しておきたい。

里耶故城の一號井と呼ばれる場所から出土した簡牘は、のちの参照用に整然と保管された檔案の類ではなく、廢棄されたものでしかない。^⑧そのため簡牘の残存状況には偶然による偏りが存在することにも考慮が必要だが、新規公表簡によって出土地の性格を議論しうる一定量の材料が得られた。なかでも重要なのが簡の存在である。文書に附せられて宛名や配達手段を記載しまた封緘の役割を果たすのが検であり、その形態には様々なものがあるが、一號井出土簡においては簡の下端をV字形に整形したものが多く、それらには封泥を嵌めるための槽が附けられてはいないが、孫慰祖二〇〇二（七頁）はこの形式の簡を、直接封泥を附着させる「平檢」とみなし、簡端V字形のものもこれに含めている。秦代封泥の背面上にはしばしばV字形の簡を押し當てた痕跡が残るため、やはり封泥は平檢に直接附けたものと見てよいだろう。なお里耶出土の檢の全てがV字形加工を施しているとは限らず、通常どおりの平らな簡端を持つものも存在し、また斷簡のため形態が確認できない簡もあるが、單に宛名と配達手段のみを記し、前後にそれ以外の文字が見えない簡であれば、檢と見なして差し支えない。^⑩

さて、里耶出土の檢には「遷陵洞庭」もしくはこれに「以郵行」と配達手段を加える形式が多く、これは「遷陵宛て、洞庭より發信」を示しており、宛先と發信地を表示している以上、それが移動する文書に附された檢であることは間違いない。一方で地名・機關名を一つしか表示しない檢もまた出土しているが、こうした檢は「遷陵（宛）、洞庭（發信）」の場合に準じて、發信元が省略され宛先のみが表示されているものと考えられる。このような檢は移動した、ないしは移動を豫定されていた文書に附されたものと考えて問題ないが、里耶故城に残存するに至った経緯は様々に想定される。すなわち、①ごく普通にそこを宛先として届いた場合のほか、②誤って配達された、③送信用に作成されたが、未送のまま發信元に残った、④いったん宛先には届いたが何らかの理由で戻ってきた、などの可能性が想定でき、檢に記入された地名・機關名がそのまま出土遺址の名稱に直結するわけではない。^⑫檢から出土遺址の性格を考えるにはこうした配慮が必

要となることに注意しなければならない。

なお里耶出土の檢に關わる最近の研究として高村武幸二〇一四があり、そこでは第八層出土簡の集成・分類が徹底的に行われ、定量的な分析によって確實な研究の基礎を提供している。本稿では一號井出土簡の性格を把握したのちそこに見出される縣廷と「官」の關係を検討することに主眼を置くため自ずと論の重點は異なるのだが、行論の重なるところもある。⁽¹³⁾ 解釋の異同についてはその都度注記しておくこととする。

第二節 「遷陵」・「廷」宛ての檢

同一内容でまとまった量の檢が出土していれば、そこに表示された宛先が出土遺址の性格を示すと考えてよいが、一號井出土の檢のなかで壓倒的多數を占めるのが「遷陵」宛て・「廷」宛ての兩種である。このことは、里耶故城を遷陵縣であるとする従前の認識をあらためて裏附ける。なお「遷陵」宛てという表記は、「廷」宛てと實質的に同じことを示すと考えられるのだが、これについては次章で詳述する。

いま、遷陵に下位組織名が後續する檢（「遷陵主簿」「遷陵金布」など）を除くと、「遷陵」單獨の宛名書きを持つ檢は、8-305「遷陵洞庭」、6-2「遷陵以郵行洞庭」、8-12「遷陵以郵行・洞庭」、8-182「遷陵故令人行洞庭急」、8-264「遷陵發丞前洞庭」のように、専ら洞庭郡（遷陵縣の直接の上級機關）から届いたものに限られる。⁽¹⁴⁾ ここには洞庭郡と遷陵縣との密な交流が現れていると同時に、遷陵縣の外部から届いているために「遷陵」と明記されたのだということも併せて指摘できる。

これと對比すれば、「廷」とのみ表記される檢は、縣内に限った聯絡に用いられたものと推測できる。この對比については既に高村武幸二〇一四が注意するところである。「廷」宛ての檢は8-774、8-832、8-1026、8-1803など、斷簡を含むため正確な數量は計測しがたいが四十件を下回らない。この場合、縣内の「官」や郷などが文書發信元と考えられる。實

際に「廷」宛てに文書が運ばれたことは、少内から縣廷に宛てられ「佐欣行廷（佐の欣が廷に送達）」との送信記録が附された8-164+8-145（後掲資料（1））、都郷守から縣廷に宛てられ同様に「佐宣行廷」との送信記録が附された8-170（後掲資料（7））より明白になる。ただしこれらが送信元の控えであることは次節で述べる通りである。

以上から、一號井に廢棄された文書は、遷陵縣、それも「官」ではなく縣廷が保有した文書が極めて大きな割合を占めているということが確認される。そこには大きく分けて ① 洞庭郡や遷陵縣内の「官」などが作成し遷陵縣廷に届けられた文書正本、② 遷陵縣廷が作成して控えとして保管しておいた文書の二種類が含まれるはずである。⁽¹⁵⁾

第三節 「官」名を有する檢と「官」保有の文書

ところが、以上のことから里耶一號井出土文書は縣廷の文書のみで構成されていると判断することはできない。それは、「廷」以外の宛先を記した檢が出土している事實を無視できないからである。しかし「遷陵」「廷」のように相當の數量が存在するならばまだしも、少量の例では誤配、未送など偶然的要因が混在することもあり、一號井の性格とは直接に關係しない可能性がある。そのため以下では、「遷陵」「廷」以外に宛てられた檢を分析するが、檢以外の簡牘をも参照可能な例に限って取り上げることとした。

なお、個別の文書の性格を考えるうえで重視すべきは送信記録・受領記録の存在である。里耶秦簡では通常、「某以來」と表示される受領記録があればそれは受信側に届いた、つまり移動してきた文書正本であることがわかり、それが未送信・控え文書であった可能性は排除できる。一方、「某行某」のような送信記録が附されていればそれは基本的に発信元に控えとして残されたものであり、實際に送信された正本の側に送信記録は記入されてはいない。このことに留意しつつ、「遷陵」「廷」以外に宛てられた檢とその宛先に關係する文書簡について考察していこう。

一 少内

少内は縣下で錢財の管理に當たる「官」である。⁽¹⁶⁾「少内」という宛名を記した檢は 8-33、8-240、8-279、8-312、8-633、8-953、8-1178、8-1634、8-1914、8-2208 の十例が確認される。この檢が少内宛てに届いたものであれば、一號井出土文書には縣廷の文書だけでなく少内という「官」の保有した文書も含まれていることを示唆する。さらに少内が作成した送信文書の控えと考えられるものとして、次の二例が存在している。

(1) □□年後九月辛酉朔丁亥、少内武敢言之。上計□

□□而後論者獄校廿一牒。謁告遷陵將計丞□

上校、敢言之。□(正)

□九月丁亥水十一刻刻下三、佐欣行廷。欣手□(背)

8-164+8-1475

□□年後九月辛酉朔丁亥、少内武が申し上げます。上計……□□以後に論斷した者の獄校二十一件を……。遷

陵將計丞に告げ……上申して點檢していただくことを願います。以上申し上げます。(正)

九月丁亥水十一刻刻下三、佐欣が廷に送達。欣が記す。(背)

(2) 卅年九月庚申、少内守増出錢六千七百廿、環(還)令佐朝・義・佐壺貲各一甲、史狩二甲。

九月丙辰朔庚申、少内守増敢言之。上出券一。敢言之。／欣手。九月庚申日中時、佐欣行。8-890+8-1583

三十年九月庚申、少内守増が錢六千七百廿を支出し、令佐朝・義・佐壺の貲各一甲、史狩の二甲を償還する。

九月丙辰朔庚申、少内守増が申し上げます。出錢の券一を上呈します。以上申し上げます。／欣が記す。九月

庚申日中時、佐欣が送達。

これらは少内が発信したもので、末尾に日時と佐（少内佐）の欣に送達させたという記録が残る。さらにいずれも「欣手」の署名を有し、これは文書の書き手が発信側つまり少内の佐の欣であったことを示す。（1）は末尾の「佐欣行廷」に明示される通り、遷陵縣廷宛てである。（2）は「佐欣行」と宛先を省略するが、同じく少内が発信し、「敢言之」と上行文書の體裁をとることから、宛先は遷陵縣廷であったと考えて問題ない。すなわちこの二例は、少内が縣廷に宛てて上申した文書の「少内側」控えと解釋するべきである。

かくして一號井出土文書には、少内宛てに届けられるべき検と、少内側に残るはずの控え文書が見出せるのである。すなわち「官」が保有した文書が一號井からは出土しているということになる。以下、司空・庫・倉・都郷についても事態は同様である。

二 司空

「司空」を宛先とする検は8-1176、8-1854、8-2197の三例が見出せる。少内と同様、一號井文書に「司空宛てに届けられた文書」が含まれている可能性を示す。さらに、司空が作成し控えとして保管したとみなしうる文書が存在する。

（3） 卅年五月戊午朔辛巳、司空守敞敢言之。元戊士五（伍）□

歸高成免、衣用當傳。謁遣吏傳、謁報。

敢言之。（正）

辛巳旦食時食時、隸臣殷行。 武□（背）

8-666+8-2006

卅年五月戊午朔辛巳、司空守敞が申し上げます。元戊である士伍の□が高成（縣）に歸り免職となりました。⁽¹⁷⁾衣類は送り届けなければなりません。吏を派遣して送り届けさせること、またそれについて報告していただく

ことを願います。以上申し上げます。(正)

辛巳旦食時食時、隸臣殷が送達。武……(背)

司空守による上行文書であり、宛先は明示されていないが遷陵縣廷と想定できる。送達にあたった隸臣殷は司空所屬であろうから、司空が送信記録を書き加えて控えとして自身のもとに保管した文書と考えられる。司空に關してはこのような控えだけでなく、貳春郷守から司空に届けられた文書が出土しており、そこには受信記録が書き附けられていることから、確かに司空側が受け取った正本であると判断できる。

(4) 卅年十月辛卯朔乙未、貳春郷守綽敢告司空主。

主令鬼薪軫・小城旦乾人爲貳春郷捕鳥及羽。羽皆已

備、今已以甲午屬司空佐田、可定簿(簿)。敢告主。(正)

十月辛丑旦、隸臣良朱以來。／死半。邛手。(背)

8-1515

卅年十月辛卯朔乙未、貳春郷守綽が司空殿に告げます。司空殿は鬼薪の軫・小城旦の乾人に、貳春郷のために鳥と羽を捕獲させました。羽は既にみな揃いました。いま既に甲午の日に司空佐の田(人名)に委託したので、帳簿を確定してもかまいません。以上告げます。(正)

十月辛丑旦、隸臣良朱が持參。／死が開封。邛が記す。(背)

背面の「隸臣良朱以來。／死半。」が、司空側でこの文書を受け取った際に書き附けた受信と開封¹⁸の記録である。従って(4)は司空が貳春郷から受領した正本、すなわち司空の官署に保管されるべきものと考えられる。

三庫

庫あての検も 8-509、8-1035、8-1036 の三例が確認できる。さらに庫が自身の控えとして保管したらしき文書として、

(5) 廿九年八月乙酉、庫守悍敢言之。受司空城旦四人、丈城旦一人、春五人、受倉隸臣一人。凡十一人。(…略…)(正)

八月乙酉、庫守悍敢言之。疏書作徒簿(簿)牒北(背)上。敢言之。逐手。

乙酉旦、隸臣負解行廷。(背)

8-686+8-973

二十九年八月乙酉、庫守悍の作徒簿。司空より城旦四人、丈城旦一人、春五人を受け取り、倉より隸臣一人を受け取る。合計十一人。(…略…)(正)

八月乙酉、庫守悍が申し上げます。作徒簿をこの背面に箇條書きして上申します。以上申し上げます。逐が記す。

乙酉旦、隸臣負解が廷に送達。(背)

がある⁽¹⁹⁾。これは庫守の悍が縣廷に送達した帳簿だが、背面に「隸臣負解行廷」とあるため、庫側の控え文書であること、上記の少内・司空の例と全く同様である。逆に庫から縣廷のもとに届いた文書の正本も存在しており、そこらには縣廷の受領記録がつく。例えば 8-T3 は「卅一年六月壬午朔庚戌、庫武敢言之」の書き出しを持つ、庫齋夫の武が縣廷に宛てた文書であり、背面には別筆で「佐處以來」すなわち庫佐の處が縣廷に持参したという受領記録が記入されている⁽²⁰⁾。つまり一號井からは庫が控えとして保管した文書、庫から縣廷に届けられた文書の雙方が出土しているのである。里耶一號井に單一機關の文書のみが廢棄されているわけではないことを示す端的な例である。

四 倉

「倉」とのみ宛名が指定された検は十一例が確認される(8-335、8-516、8-794、8-971、8-1012、8-1160、8-1181、8-1202、8-1315、8-1362、8-2486)。そして、倉から縣廷に宛てられた文書の、倉側の控えと思しい文書が一例ながら存在する。

(6) 【廿六年】十二月癸丑朔己卯、倉守敬敢言之。出西廡稻五十

□石六斗少半斗輸、案粟二石以稟乘城卒夷陵士五陽□

□□□今上出中辨券廿九。敢言之。□手(正)

□申水十一刻刻下三、令走屈行。操手。(背)

8-1452

二十六年十二月癸丑朔己卯、倉守敬が申し上げます。西廡(穀倉名)の稻五十□石六斗少半斗を出して輸送し、未脱穀の稷二石を乘城卒で夷陵(縣出身の)士五である陽……に支給。……今、支出分の中辨券二十九を上呈します。以上申し上げます。□が記す。(正)

□申水十一刻刻下三、令走屈が送達。操が記す。(背)

倉守の敬からの上申文書であり、送信記録が背面に追記されている點、倉が自身のために残した控え文書と判断しうることは、もはや多言を要さない。

五 都郷

「官」の範疇からは外れるがここで併せて検討しておきたいのが都郷である。都郷は縣城を含む地域を管區とする郷の稱謂であり、従ってその官署も縣廷に近接していたと思しい。にもかかわらず縣廷とは文書により聯絡しており、これは

諸他の「官」と共通するところである。「都郷」と宛名を表示する檢には 8-6、8-842、8-1359、8-1479（背）の四例がある。さらに都郷發信文書の控えと思われるものが次の例である。

(7) 廿八年五月己亥朔甲寅、都郷守敬敢言之。□

得虎、當復者六人、人一牒、署復□于□

從事。敢言之。□（正）

五月甲寅旦、佐宣行廷。□（背）

8-170

廿八年五月己亥朔甲寅、都郷守敬が申し上げます。……得虎、徭役免除にあてる者は六人、人ごとに一牒、署

復□于……從事。以上申し上げます。（正）

五月甲寅旦、佐宣が縣廷に送達。（背）

都郷から縣廷に宛てた上申文書である。背面に「行廷」の送信記録が見え、都郷側が發信文書の控えとして保管したものとわかる。

以上、檢と控え文書の存在から一號井出土文書の性格を檢討したが、まずここでは遷陵縣廷の文書が大部分を占めていること、その一方で少内・司空・庫・倉・都郷のもとに保管されるべき文書が散見することが確認できた。ここでは「官」である少内・司空・庫・倉及び都郷の檢討に紙幅を割いたが、それはこれまで遷陵縣の文書と漠然と捉えられてきた一號井出土文書の性格をより正確に分析するためであり、大勢からすればむしろ特殊例を挙げたことになる點はあらためて注意しておきたい。そのため一號井は縣廷のみならず「官」の文書の廢棄場所でもあった、とまでは言いがたい。確

かに「官」保有の文書が一號井には混在しているのだが、その残存量は縣廷のそれに比べればわずかである。「官」は別にまた本来の文書廢棄場所を有しており、それは縣廷の文書廢棄場所（一號井）とは基本的には違う場所にあったと想定しておくのが現時点では自然な結論であろう。「官」保有とみなした上記の例のなかでも、いったんは「官」に届いた文書が再度縣廷に返送されたり、「官」が保有すべきところ誤って縣廷に移送されたものが混入した可能性も排除できない。そうした次第で、「官」保有の文書の一部が、資料の表面には現れない様々な理由により縣廷の文書廢棄場所に混じったこともあつたと考えられる。いずれにせよ一號井出土文書の大部分が遷陵縣廷が保有した文書である點は動かず、もとより個別の文書内容に即して判断することが必要ではあるが、特に「官」保有文書と解する根拠が無い限り、その文書は縣廷に届けられたものか、あるいは縣廷が送信したものの控えと解しておいて問題はない。⁽²¹⁾

第二章 縣廷内列曹

第一節 縣内の檢と縣外の檢

前章において、二種類の檢の存在、すなわち ① 縣内で送受信が完結する文書用の檢（以下、「縣内の檢」と） ② 縣外に關わる文書用の檢（以下、「縣外の檢」）について指摘しておいた。⁽²²⁾ このことからはいくつかの重要な論點が派生する。

縣内の檢に關しては、「廷」「倉」「少内」の如く、縣廷や「官」の名稱が宛先として現れるが、けして「遷陵」を附することはない。これは言うまでもなく、遷陵縣内で用いるならばそもそも縣名は自明であつたためである。一方、縣外の檢の場合、遷陵縣あてに届いた場合は「遷陵以郵行洞庭」のように、また他縣宛てでは 8-931「閩中」、8-1373「鐔成」のように、縣名が明示された。⁽²³⁾ この傾向を逆に適用すれば、「遷陵」とだけ書いた檢のように發信元が明記されない場合でも、少なくとも遷陵縣外を發信元とする檢であつたと推測しうる。⁽²⁴⁾

いまひとつ注目されるのは、「遷陵以郵行洞庭」を典型として、縣外の檢においては「廷」をことさらに表記する例がほぼ皆無だという点である。²⁶⁾これは、他縣から遷陵に届く文書はまず縣廷に届けられることが原則であったため、「廷」の表記は省かれていたというように考えることができるのではないか。

しかし、縣外からの文書は全てまず縣廷に集約されたと考えられるには、次のような問題を解決しておかねばならない。すなわち、縣外の檢における「遷陵」という宛名には、さらに下位の組織名が後續する場合もあり、しかもそこには「官」と類似した名稱が現れる場合もあるということである。これは縣内の檢でも同様で、その場合「廷」に後續する組織名として現れることになる。

具體的には、「遷陵」「廷」に後續する組織名の第一としてまず金布、主戸など、「官」としては存在しないものがある。これらについては二〇〇七年以前の段階で既に、縣廷の内部にある部局であって、「官」とは違い縣廷に「直屬」する組織であったことが指摘されている。²⁶⁾新規公表簡の檢においても、918「遷陵金布發洞庭」、8384「遷陵金布發洞庭」(遷陵宛て。金布が開封すること。洞庭より發信。)のように、「金布」を開封者として指定する例がある(「發」の字義は高村武幸二〇〇九を参照)。これは縣内の檢では「廷金布發」との表記になり、8506、8335、81166など一定数が存在する。これらの資料は金布と縣廷の近さをより鮮明にする。さらに「官」との違いとして、金布にはそもそも「金布畜夫」や「金布佐」といった「官」と同じような専任官員は見られない。これは次節で見える主戸についても全く同様である。

このように縣廷内部の組織であるならば、縣外の檢に「遷陵金布」などと表記されていたとしてもそれは「官」宛てではなく縣廷宛てと同義ということになり、縣外からの文書はまず縣廷に届けられたという想定に矛盾しない。ところが新規公表簡によって、金布・主戸以外の存在、すなわち「廷倉曹」「臨沉主司空」のように、「官」と名稱が重複するものが確認され、事態はさほど單純ではなくなってきた。倉や司空は官畜夫・史・佐からなる「官」としての組織が確かに存在しており、それは縣廷とは區別された組織であったはずである。

注目すべきは、「倉曹」「主司空」等は確かに既知の「官」と名稱が重複してはいるが、「曹」や「主」を附することで、それを附さない「官」と區別されていたと考えられる点である。⁽²⁷⁾ さらに檢の宛名表記において、「倉齋夫」「倉佐」といった「官」員の名が廷に後續して現れることは皆無である。⁽²⁸⁾ 以上のことから考えれば、両者は名稱としては類似するものの、別個の組織であるとの推測が立つ。

この點は既に高村武幸二〇一四、孫開博二〇一四もまた注意しており、⁽²⁹⁾ 縣廷外に存在する「官」(高村氏は「諸官府」、孫氏は「諸官」と、縣廷内に存在する「廷某曹(主某)」(高村氏は「某曹」、孫氏は「列曹」との區別が存在したことは、既に研究者の間で認知されつつある。ここでは「官」との區別に重點を置き、筆者なりに「廷十某曹(主某)」について基本的な資料を例示しながら檢證を加えておきたい。

第二節 主某と某曹

「廷十某曹(主某)」として縣廷に後續する組織名は、資料上の表記としては「主某」、「某曹」、それ以外という三種類に分けられる。まず用例の最も豊富な「主戸」について見ると、「廷主戸發」すなわち「廷所屬の主戸が開封すること」という開封者指定の文言を有する檢が 8-266、8-1142、8-1395、8-1650、8-1752、8-1955、8-2041、8-1249、8-1607、8-2547、そしてその省略形であろう「廷戸發」も 8-1、8-283、8-952、8-1292、8-1834、8-878、8-65(背)と多數抽出できる。またこれに似た表現として「廷戸曹」が 8-1072、8-263、8-1489の三例確認される。廷主戸・廷戸曹と同様の關係は、倉・吏にも見出される。

廷主倉 8-1228、8-1294、8-1366、8-1498、8-1628。

廷倉曹 8-3、8-500、8-1288。

廷主吏 8-52¹ 8-347¹ 8-526¹ 8-709¹ 8-1305¹ 8-1606¹ 8-1651¹ 8-1696¹
 8-1701¹ 8-1750¹ 8-1758¹ 8-1869¹ 8-1881¹。

廷吏曹 8-241¹ 8-554¹ 8-829¹ 8-1126¹ 8-1700¹ 8-2507¹ 8-2017¹ 8-699¹。

主某・某曹がさほど偏在せず出現しており、また両者が別個の組織であることと示す積極的な資料は見當たらぬ。そのためこれらは單なる異稱であつて實際には同一の組織を指していると考えてよいだろう。

このような縣廷に後續する組織名を整理すると表一の通りになる。なお表に挙げた例のほか、必ずしも「廷」を冠して現れないが同じく廷に直屬すると思われる例に「主庫」「主食」「主錢」「中曹」「覆曹」「兵曹」「車曹」がある。ここに挙げた例では、金布が全く「主某」「某曹」の形態をとらないことを除けば、戸・倉・吏の欄を典型としていずれも主某・某曹の言い換えが可能であつたと類推される。ただし現時點で「主某」「某曹」の雙方がすべてにおいて出揃っているわけではないことも附言しておきたい。^{※1}

さて、檢ではなく一般の文書にも視野を廣げると、「廷」を附さない「某曹」單獨の形式も見られ、「戸曹」が8-488¹ 8-1533¹に、「倉曹」が8-481¹ 8-776¹ 8-1201¹ 8-1777¹ + 8-1868¹ 8-1463¹に、「吏曹」が9-982¹ 9-1131¹（選）に檢出できる。通常の記述では廷を冠することなく「某曹」と稱することとなつており、そこからすると「廷主某」「廷某曹」との表現はむしろ檢の宛

【表一】「廷主○」「廷○曹」の例（廷との接續が確實なもののみ。簡番號は各一例のみ挙げた。）

	戸	倉	吏	司空	金布	令	計	課	尉	獄東	簿
廷○	廷戸 8-1				廷金布 8-506						
廷主○	廷主戸 8-266	廷主倉 8-1228	廷主吏 8-52			廷主令 (※3)	廷主計 8-1773	廷主課 8-2198			廷主簿 8-1110
廷○曹	廷戸曹 8-1072	廷倉曹 8-1288	廷吏曹 8-829	廷司空曹 (※2)		廷令曹 8-778			廷尉曹 ⑨ 2318	廷獄東 8-1741	
郡關係	守府戸曹 8-978	洞庭主倉 11-111 (※1)		洞庭主司 空 8-1616					洞庭泰守府 尉曹 ⑦ 5		

※1 湖南省文物考古研究所二〇〇九に掲載。

※2 9-1130（選）「卅二年十月以來廷倉・司空曹已計」は廷倉曹・廷司空曹を表す。

※3 9-712（選）「遷陵報西陽、署主令發」は廷主令を省略したものと考えられる。

名書きに特有の表現と言ってよい。そこでこれら某曹（主某）と稱される組織のことを以下では「縣廷内列曹」と稱しておきたい。

なお本稿の主旨からはやや外れるが、漢代以降の列曹（諸曹）との関係についても多少しく言及しておこう。漢代以降、縣における行政實務は列曹と呼ばれる部局によって擔當された。秦代においてそれに相當するのは「官」ということになる。⁽³¹⁾ その一方、本稿に示した縣廷内列曹は、「官」のように行政實務の前面に出てくることはなく、縣廷に附随した名稱として出現するのみで、縣廷内列曹の人員が實務を命ぜられたりそれに基づいて活動した形跡は見當たらない。この點、行政實務を執行した狀況が文書上によく現れる「官」および漢代の列曹と、縣廷内列曹とは大きく性格が異なる。ここで縣廷内列曹と稱したのは、漢代の列曹とも區別する意圖による。

仲山茂二〇〇一によると漢代の列曹は、同様の役割を擔った秦代の「官」を前身とするのではなく、むしろ令史から發展して形成されたものという。この見解は、縣廷内に列曹が存在したことが明らかになった現在、一層の重要性を帯びる。というのも、縣廷内列曹は、縣廷の一員たる令史によって兼擔されたと考えられるためである。これは既に青木俊介二〇〇五が金布・主戸について指摘したところであるが、新規公表簡がさらなる根拠を提供する。特に8-288「資中令史陽里扣伐閔」なる文書は、令史が縣廷内列曹を擔當したこと的有力な傍證となる。伐閔は官吏の勤務歴を記した文書だが、8-289は令史扣の經歷を記したあと、「可直司空曹」(司空曹に充てることができる)という評價の語を付けており、令史が縣廷内列曹に充當されたことが明示されている。すると例えば睡虎地秦簡「編年記」において、「七年、正月甲寅、鄢令史」と墓主の喜が鄢縣令史となったのち、始皇十二年の記事では「喜治獄鄢」とあるのも、令史が獄曹を擔當した一例と解釋すべきであろう。縣廷に複數置かれた令史が、あくまで令史を本職としつつ、各種の「某曹（主某）」を分掌したものと考えられる。

第三節 「官」との関係

次に考察しておかねばならないのは、「官」の名稱と重複する縣廷内列曹と「官」との関係である。現時点でそうした名稱の重複が確認できる例として、倉（倉曹・主倉）、司空（司空曹・主司空）がある。「官」である倉齋夫は5-1、8-1560や睡虎地秦簡「秦律十八種」21などに見え、同じく司空齋夫も8-1565、睡虎地秦簡「秦律雜抄」20に見出せる。³³ 縣廷内列曹としての倉曹（主倉）・司空曹（主司空）と、縣廷外すなわち「官」としての倉・司空、この兩者の関係はいかなるものであったか。それを窺わせる資料としてまず次のような簡が存在する。

(8) 廷主倉(正)

倉(背)

8-1498

これは同一の檢に「廷主倉」と「倉」と記したものであり、兩者が別組織であったことをあらためて傍證する。ただしこれは「遷陵洞庭（遷陵宛て、洞庭發）」のように宛先・發信元を同一面上に書いてある檢とは異なり、両面を用いている。これは「倉から廷主倉宛て」（もしくはその逆）をそのまま意味するのではない。というのもこの檢は冊書や書囊に附けてしまうと背面が露見しないため、背面に文字を書いても無意味だからである。³⁴ こうした両面使用の檢は、二度にわたって利用された結果と考えるべきであろう。³⁵ 一號井出土文書の性格からして、この檢は最終的には縣廷に届いていた可能性が高い。すると、まず倉が他の部署から受け取って保管しておいた檢が、のちに廷主倉に文書を送る際に再利用され、結果的に廷主倉に届いたものと想定するのが自然であろう。再利用の段階で「倉から廷主倉宛て」として利用されたのだが、両面ともにその使用の都度、宛先表示として機能したのである。ともあれ「倉から廷主倉宛て」を示す(8)は、「官」と縣廷

内列曹との峻別、そして両者が通信、聯携していた形跡を窺わせる點で貴重な資料と言える。

次に官制的な面から注目したいのが尉曹の存在である。縣廷内列曹の一つである廷尉曹は、令・丞と並ぶ長吏として縣の軍政系統を統轄する「尉」（以下「縣尉」と稱して尉曹と區別する）とは別個の組織である。縣尉はその意味で屬吏たる官齋夫らとは一線を劃する地位にあり、縣尉―尉曹という關係は長吏―屬吏の關係であつて、いずれも屬吏である縣廷内列曹―「官」という關係とは次元が異なることには留意が必要だが、それでもなお兩者の並立は重要な示唆を含む。つとに嚴耕望一九九〇（二二〇頁）が指摘するように、漢代において縣尉は軍事・治安維持を職掌とする特性上、しばしば縣治の外、つまり縣令らとは離れた場所に治所を置いた。その一方で、漢代縣下の列曹の一つとして尉曹が確認され、これは縣治所在と考えられる。つまり縣治所在の尉曹と、縣治外所在の縣尉とが並立しているのである。⁽³⁶⁾従來は漢代以降の尉曹のみが知られていたが、里耶秦簡に尉曹（廷尉曹）が登場したことで、縣尉と尉曹の並立が秦代に遡りうることが明らかになった。そして、尉曹と縣尉の並立という事態は、本節が問題としている縣廷内列曹と縣廷外の「官」の並立と同様と言えるのではなからうか。

こうした關係は縣においてのみ看取されるわけではない。二〇〇七年の發掘報告で紹介された⁽³⁷⁾「洞庭泰（太）守府尉曹發、以郵行」は洞庭郡太守府を宛先とする檢で、遷陵縣廷に未送のまま残されたか太守府に届いてから再び戻ってきたものかは不明ながらも、その記述から注目されるのは、洞庭郡には太守とは別に郡尉が存在したにも拘わらず、太守府内にも「尉曹」が置かれていたことを示す點である。洞庭郡の太守と郡尉とが治所を異にしたことは、遷陵縣から發した文書の送信記録である、

(9) 尉曹書二封、遷陵印。一封詣洞庭泰守府。一封詣洞庭尉府。

九月辛丑水下二刻、走□以來。

8-1225

尉曹書二通。遷陵の印。一通は洞庭太守府宛て。一通は洞庭尉府宛て。

九月辛丑水下一刻、走□が持參。

や、同様の簡8-783+8-1474などから確認できる。洞庭郡において、軍政を掌る郡尉府が太守府と別の地に設けられていただけでなく、太守府内にも「尉曹」が置かれていたことを⑤は示していたのである。縣内における縣尉と尉曹の竝立も、これと全くの相似形にあると言えよう。尉曹は、縣廷・太守府の外に縣尉・郡尉が駐在していることで手薄になった縣治・郡治の軍事・治安維持機能を補完するため、縣廷・太守府内に設置されたものと考えられる。

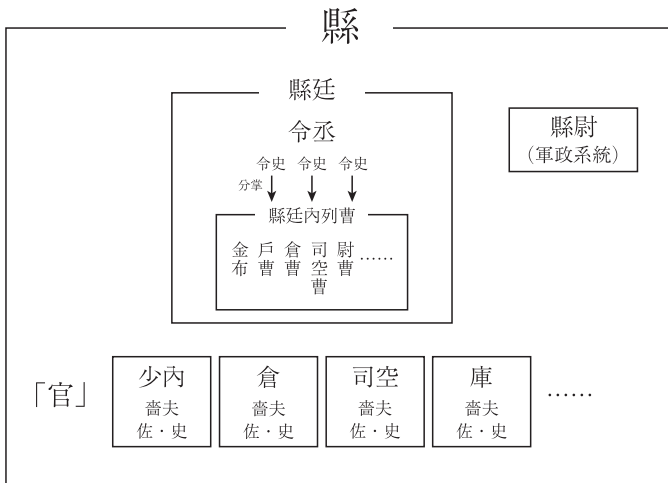
また同一名稱を共有する官の竝立という點で参考となるのが、前漢後期以降の例ではあるが、「門下賊曹」と「賊曹」である。「賊曹」の名は共通しながらも、「門下」を冠するか否かで両者に區別があったことは、嚴耕望二九九〇（二二六頁）の指摘がある。佐原康夫二〇〇二（三三四―三四四頁）はこの「門下」について、元來は長官の「家」の世界に屬する私從的な側近であつたが、前漢後期以降に官名化し、長官の補佐・顧問を務める官房を形成し、また屬吏のなかでも別格の名譽ある稱號へと轉化したことを論じている。長官の身邊で侍衛にあたる門下賊曹と、列曹の一として一般の警察業務にあたる賊曹との竝立は、秦代における縣廷内列曹と縣廷外の「官」の竝立によく對應する。秦代の「廷」を冠した縣廷内列曹と、漢代の「門下」を冠した長官官房の屬吏とは、性質がどこまで一致するかについてはなお検討の餘地があるが、長官に近從し、その範圍外の屬吏（秦の「官」、漢の列曹）とは一線を劃する點で、空間的な存在形態としては類似していると言つてよいだろう。³⁷⁾

秦縣では、倉や司空といった「官」が縣廷とは別個に官署を構え、一方で縣廷内には縣廷内列曹（倉曹、司空曹）が置かれた。實務部局たる「官」が縣廷外部に既に存在しているうえに、縣廷には縣廷内列曹として類似した名を持つ組織を置くという状態は繁雜にも見えるが、縣尉と尉曹、賊曹と門下賊曹の例を参照したとき、それが當時の官制として不自然

でも例外的でもなかったということが理解されるであろう。縣廷内
部には、そもそも同名の「官」が存在しない金布、戸、計、簿と
いった縣廷專管事務の擔當者が存在したが、これに加えて倉曹・司
空曹といった既に「官」が存在する業務の擔當者をも重複して置い
ていたのである。³⁸⁾ こうした縣廷内列曹は縣廷内で長官らにより近い
組織として、「官」と聯携、あるいは「官」を統轄・監察するため
に機能していたのであろう。

縣廷内列曹の役割については一層の検討の餘地はあるものの、如
上の行論より少なくとも縣廷内列曹と「官」との並置、區別という
ことは明らかになったであろう。縣外の檢における「遷陵」、およ
び縣内の檢における「廷」にさらに後續する名稱は、縣廷内列曹を
示していたのである。8-579「遷陵主倉」、8-605「臨沅主司空」の
ように「官」と名稱が重複する縣外の檢も、決して縣外から「官」
に直接宛てられたのではなく、倉曹（主倉）、司空曹（主司空）とい
う縣廷内列曹に宛てられたものである。この點、縣廷内列曹と
「官」とを混同すると文書内容の理解を妨げることになる。

ここに至って本章冒頭に提示した、縣外からの文書は全てまず縣
廷に届けられるという原則はあらためてその論據を得たと言つてよ
いだろう。縣外の檢に現れる宛名表記は「遷陵」のみの場合に加え



圖一 縣廷・縣廷内列曹・「官」（土口史記 2012 圖四を改訂。郷と都官は省略。）

て「遷陵十縣廷内列曹」の場合もあつたことになるが、いずれにしても遷陵縣廷そのものを指すのである。

この結論は、縣廷が文書行政の結節點として機能していたという前稿の知見を補強するものに他ならない。縣廷は上位・下位の行政機關との聯絡系統を獨占しており、縣下の「官」は縣廷を飛び越えて郡や他縣に聯絡することはできず、それが必要な場合「官」はまず縣廷に對應を要請する必要があつたという點が、縣廷の「官」に對する絶對優位を支える一要素であつたことを前稿において指摘した。⁽⁴⁰⁾これを裏返すと、郡や他縣からの文書が縣廷を越えて直接「官」に届くこともない⁽⁴¹⁾と豫測されるわけだが、果たして縣外の檢はいずれも遷陵縣廷を宛先としていたのである。

第三章 縣廷と「官」の關係・再論

外部の行政機關との聯絡系統を掌握する縣廷は、縣内外の文書の集散地であり、文書行政における經由必須のターミナルとして機能し、その一方で「官」は外部機關への聯絡について全く縣廷に依存していた。このことは、前稿においてわずか一例の文書、すなわち㊸において陽陵縣下の司空という「官」が殊更に陽陵縣廷を經由したうえで洞庭郡尉に聯絡をとつていたことに注目して推論したに過ぎなかつた。そこで以下では前稿の知見を補強するためにも、新規公表簡によつて新たに知り得たいいくつかの直接的な根拠を提示していくこととしよう。

一 「官」↓縣廷↓郡太守府

まずは新規公表簡によつて「官」が縣廷經由で郡太守府に聯絡を求めた實例が新たに得られた。

(10) 卅年二月己丑朔壬寅、田官守敬敢言【之】。□

官田自食薄(簿)。謁言泰守府□□

之。□(正)

壬寅旦、史逐以來。／尙半。□(背)

8-672

卅年二月己丑朔壬寅、田官守敬が申し上げます。……官田自食簿。太守府に傳えて……を願います。……之。

(正)

壬寅旦、史逐が持參。／尙が開封。(背)

本文書自體は田官守から縣廷に届けられたものだが、⁽⁴²⁾「謁言泰(太)守府」とあることから、最終的には郡太守に上申することが豫定されている。下部が断裂しているため上申の内容は不明ながらも、田官守なる「官」⁽⁴³⁾はまず縣廷に文書を送り、太守府への取り次ぎを依頼したのである。

二「官」↓縣廷↓他縣縣廷↓「官」

(11) A廿六年三月壬午朔癸卯、左公田丁敢言之。佐州里煩故爲公田吏、徙屬。事蒼不備、分

負各十五石少半斗、直錢三百一十四。煩冗佐署遷陵。今上責校券二、謁告遷陵

令官計者定、以錢三百一十四受旬陽左公田錢計、問可(何)計附、署計年爲報。敢言之。

B三月辛亥、旬陽丞滂敢告遷陵丞主。寫移、移券、可爲報。敢告主。／兼手。

C廿七年十月庚子、遷陵守丞敬告司空主。以律令從事、言。／慮手。即走申行司空。(正)

D十月辛卯旦、胸忍素秦士五狀以來／慶半。 A'兵手。(背)

8-673

A二十六年三月壬午朔癸卯、左公田丁が申し上げます。佐州里の煩はかつて公田吏でしたが、配屬先が異動になりました。小豆(の出納)管理にあたり不足を生じさせたことで、(関係者は)各自十五石少半斗、三百十四錢

相當を分擔して負うことになりました。煩は冗佐として遷陵に配屬しています。今、債務に關する校券二件を呈しますので、遷陵に告げて會計擔當の官吏に（記録を）確定させて、三百十四錢を旬陽左公田の錢に關する計簿から受け取らせ、（その際に）いずれの計簿から支出したのかを問ひ正し、その計簿の年次を記して報告してもらうようにしてください。以上申し上げます。

B 三月辛亥、旬陽丞滂が遷陵丞殿に告げます。（旬陽左公田からの文書を）抄寫して送り、券も送ります。報告されたし。以上告げます。／兼が記す。

C 二十七年十月庚子、遷陵守丞敬が司空殿に告げる。律令により執行し、報告すること。／應が記す。即日中に走申が司空に送達。（正）

D 十月辛卯旦、胸忍素秦の士伍である狀が持參。／慶が開封。A'兵が記す。（背）

(11) は四つの部分から構成される。Aの内容は旬陽縣の左公田⁽⁴⁾がかつての配下の負債について旬陽縣廷に上申したものの。Aの宛先は明示されないが、それが旬陽縣廷宛てであったことはBで旬陽丞が左公田の文書を遷陵縣廷に「寫移」していることからわかる。このためAはもともと旬陽左公田から旬陽縣廷への上申文書であったが、旬陽縣廷から遷陵縣廷に「寫移」するにあたりBとともに旬陽縣廷の書記によって筆寫されたため、A Bの筆跡は同一となる。これを書いたのがB末尾の「兼」であろう。なおA'の記號を附しておいた背面左下の「兵手」は、旬陽左公田の上申文書Aの原本背面左下にあった兵の署名が、B作成の際に旬陽縣廷の書記（兼）により抄寫されたもので、兵本人の肉筆ではない。次に、旬陽縣廷から送られたA Bが遷陵縣廷に届くと、背面左側に受信と開封の記録Dが記入された。そして遷陵縣廷では執行命令Cを遷陵司空に下すことになった。ただし遷陵縣廷に残された本文書そのものは、旬陽縣廷から遷陵縣廷に届いた正本であるから、C部分は遷陵縣廷から遷陵司空への下達文書の控え及び遷陵縣側に残した送信記録ということになる。

あらためて文書の流れを見ると、旬陽左公田↓旬陽縣廷(丞)↓遷陵縣廷(丞)↓遷陵司空という経路を取っている。すなわち「官」から所屬の縣廷へ、そして他縣の縣廷に傳達されたのち、その下の「官」へと下達されているのである。旬陽縣で發生した案件が遷陵縣に關わつてきたからといって、旬陽左公田↓遷陵司空のように縣廷を飛び越えて傳達されてはいない。

これと同様の文書傳達の例として、ㄱ零陽倉↓零陽縣廷(令)↓遷陵縣廷(守丞)、ㄴ遷陵少内↓遷陵縣廷(守丞)↓郵縣廷(丞)を擧げることができる。倉・少内といった「官」はまず自縣の縣廷に上申し、そこを經由して他縣へと聯絡を取つたのである。このように「官」の業務が他縣とも關係してくる場合、他縣への聯絡は縣廷が受け持った。これは前章において縣外の檢がすべて縣廷宛てであつたことと呼應する。

三 「官」↓縣廷↓「官」

前項までは「官」から縣外への文書が縣廷を經由した例を擧げてきたが、それらは縣廷が一縣の文書行政の責任者であり代表者であることの端的な現れであつて、さほど意外なことではない。それに對比するとより興味深いのは、次の例において、縣内で完結するはずの「官」と「官」の關係に對してさえ縣廷が深く關與していることである。

(12) A廿七年三月丙午朔己酉、庫後敢言之。兵當輸内史、在貳春□□

五石一鈞七斤、度用船六丈以上者四艘(艘)。謁令司空遣吏・船徒取。敢言

之。□(正)

B三月辛亥、遷陵守丞敦狐告司空主、以律令從事。／……□

昭行。

C 三月己酉水下九、佐赳以來。／釦半。 □ (背)

8-1510

A 二十七年三月丙午朔己酉、庫後が申し上げます。武器を内史に輸送するのに、貳春(郷)で……五石一鈞七斤、度用船の六丈以上が四艘。司空に(命令して)吏と船徒を派遣して(船を)引き取ってもらうよう求めます。以上申し上げます。(正)

B 三月辛亥、遷陵守丞敦狐が司空殿に告げる。律令の通り執行せられよ。／……昭が送達。

C 三月己酉水下九、佐赳が持參。／釦が開封。(背)

Aは庫畜夫の後が縣廷に宛てた文書で、兵器輸送に船を用いるため、司空に吏を派遣させて受け取りに来させるよう要求している。Aを受け取った遷陵縣廷はその上に受信・開封記録Cを書き入れたのち、司空に執行命令Bを出した。その送信記録もまたB末尾に併せて記入されている。B部分だけ取り出せば、遷陵縣廷が司空に出した下達文書の控えの役割を担っていることになる。ここで、文書の流れは遷陵庫畜夫↓遷陵縣廷(守丞)↓遷陵司空となっている。庫は自ら司空に聯絡するのではなく、縣廷にまずは對應を要請しており、こうした遷陵縣内で完結する案件においても「官」から他の「官」に直接の聯絡や命令が下されてはいないのである。

同様の關係は次の例にも見出される。

(13) A 城旦瑣以三月乙酉有逯。今隸妾益行書守府、因之令益治邸【代】

處。謁令倉・司空、薄(薄)瑣以三月乙酉不治邸。敢言之。／B 五月丙子

朔甲午、遷陵守丞色告倉・司空主。以律令從事。傳書。／函手。

8-904+8-1343

A 城旦瑣は三月乙酉の日に逮捕。今、隸妾益が太守府に文書を送達しているので、そのため益を邸に駐在させ、

(瑣と)配屬を交代させた。倉・司空に(命令して)瑣の(勤務帳簿で)三月乙酉は邸を守備しなかったということにさせてください。以上申し上げます。／B五月丙子朔甲午、遷陵守丞色が倉・司空殿に告げます。律令の通り執行せられよ。文書を送る。／圖が記す。

本文書の構成は、前半部A(逮捕された城且瑣が「治郎」⁽⁴⁵⁾しなかつたため、他人に代行させた日の勤務記録を「不治」とすることを願い出るもの)と、後半部B(縣廷が倉・司空にその實行を命令した文書の控え)に區別される。Bの内容は縣廷から倉・司空宛てであることが明確なのに對して、Aは誰が縣廷に送つたものか明記されてはいない。それは城且瑣の配屬先の官員であつて、かつ縣廷・倉・司空以外の者に違いない。これについて少しく検討しておこう。

後半の縣廷發行文書の控えを書いた圖は、次の文書に開封者として名が見える。

(14) 卅二年五月丙子朔庚子、庫武作徒薄(簿)。受司空城且九人、鬼薪一人、春三人、受倉隸臣二人。凡十五人。(…略…)(正)

卅二年五月丙子朔庚子、庫武敢言之。疏書作徒日薄(簿)一牒。敢言之。／横手。

五月庚子日中時、佐横以來。／圖發。(背) 8-1069+8-1434+8-1520

三十二年五月丙子朔庚子、庫武の作徒簿。司空より城且九人、鬼薪一人、春三人を受け取り、倉より隸臣二人を受け取る。合計十五人。(…略…)(正)

三十二年五月丙子朔庚子、庫武が申し上げます。作徒日簿一牒を箇條書き(して上申)します。以上申し上げます。横が記す。

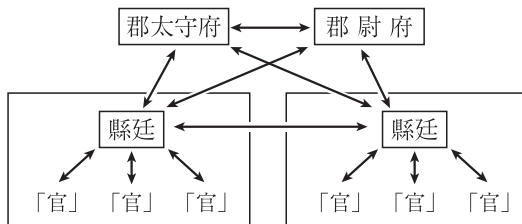
五月庚子日中時、佐横が持參。／圖が開封。(背)

これは庫（庫畜夫）の武から「卅二年五月丙子朔庚子」附けで発信された作徒簿で、開封者の図は文書の受領側すなわち縣廷所屬であるから、(13) 末尾に見える図と同一人物とみてよい。「五月丙子朔」と「圖」が共通して見えることから、これらの文書は同時期の文書に違いない。(14) は庫における刑徒の勤務記録であり、庫には司空から城旦が、倉から隸妾が配屬されたことが記される。すると(13) で問題となっていた城旦瑣も司空から庫に配屬されたうちの一人である可能性があり、そのため明示されない文書Aの発信者は庫であったと推定可能である。

(13) のA部分の発信者が庫であったならば、事の経緯は次のようになる。庫では「治邸」のために司空から配屬されていた城旦瑣をもともと使役していたが、何らかの事情で逮捕されたため、その代行に倉から配屬されていた隸妾益を當てた。そこでそれぞれの管理元である司空と倉とに勤務帳簿を修正してもらう必要が出たため、庫は文書Aを縣廷に送ったのである。以上から(13) における文書の流れは遷陵庫→遷陵縣廷(守丞)→遷陵倉・司空ということになり、やはり縣内で完結してはいるものの、「官」から「官」ではなく一旦縣廷を経由していることが判明する。

以上のように、ある案件において「官」が他の「官」に必要な実務を行わせる場合、「官」相互で直接に聯絡をするのではなく、まずが縣廷に上申したのち、縣廷が他の「官」にあらためて命令を下達するという、「官」間に縣廷が介在する形式が見出されるのである。

本章の検討を總括しておこう。「官」発信の文書は、いずれもまず縣廷を経由して郡や他縣、さらには縣内の他の「官」に傳達されていた。「官」にとっては、業務上必要な文書傳



圖二 縣をめぐる文書行政（土口史記2012 圖六を改訂）

達先が最終的にどこになるかとは無關係に、まずは縣廷に向けて文書を發信することが必須であったと考えられる。縣の内外いずれに向かうにしても縣廷が文書の經由地となり、かくして縣をめぐる文書行政は縣廷によって掌握され、「官」はこれに従属したのである。

おわりに

里耶故城一號井出土の新規公表簡を得たことよって前稿で十分に踏み込めなかつた論點のいくつかが検証可能となつたが、とりわけ遷陵縣の内外に關わる行政文書の實例が多數公表されたことで、縣廷が文書行政の結節點として機能した實態をより鮮明に捉えられるようになった。前稿ではわずか一例の文書に即して推論した、「官」が縣の上級機關たる郡、および他縣に聯絡するためにはまず縣廷を経由する必要があるといったことがあらためて論證された一方、縣内の「官」の相互關係にも縣廷が介在していたことにも新たに論及しえた。

縣内「官」間の聯絡においてすら縣廷が介在したということは、單に文書傳達の経路上に縣廷が位置したという事實以上の意味がある。縣廷は文書を單に經由させるだけではなく、取り次ぎの文言を加え、案件の内容に應じた「官」を選択して對處を命じていた。また「官」からの要請が不當であれば却下もありえたはずである。これについては郷嗇夫から上申された里典・郵人の人事案件を縣廷が却下した⁸⁾が想起されるところである。

卅二年正月戊寅朔甲午、啓陵鄉夫敢言之。成里典・啓陵

郵人缺、除士五成里句・成、成爲典、句爲郵人、謁令

尉以從事、敢言之。(正)

正月戊寅朔丁酉、遷陵丞昌卻之。啓陵廿七戸、已有一典、今有除成爲典、何律令

應。尉已除成・句爲啓陵郵人、其以律令。／氣手。／正月戊戌日中、守府快行。

正月丁酉旦食時、隸妾再以來。／欣發。 壬手（背）

8-157

「始皇」三十二年正月戊寅朔甲午、啓陵郷（耆夫の）夫が申し上げます。成の里典と啓陵の郵人が缺員のため、士伍である成里の匂と成を任命し、成は里典に、匂は郵人したいと存じます。尉にその通り實行していただくよう求めます。⁴⁶以上申し上げます。（正）

正月戊寅朔丁酉、遷陵丞昌がこれを却下する。啓陵「郷」の二十七戸にはすでに一名の里典がいるというのに、今また成を里典に任命しようとしているが、これはいかなる律令に應じたものか。尉は既に成・匂を啓陵郵人に任命した。律令の通り執行せよ。／氣手。／正月二十一日、守府快が送達。

正月丁酉旦食時、隸妾再が持參。／欣が開封。壬手。（背）

縣内の行政實務は「官」によって分掌されていたとはいえ、その行動を指示し、またその當否を評價するのは縣廷なのであった。縣内文書行政における意志決定機關としての縣廷の姿がここに浮かび上がる。

その一方で「官」が縣廷の同意なく他の「官」と連携した例は確認されない。もとより資料の偏在にも考慮は必要だが、大部分が最終的には縣廷に届いた文書である一號井出土文書の中で、「官」↓「官」↓縣廷という経路の文書傳達の形跡すら全く認められないことの意味は重い。⁴⁷秦代の縣において、縣廷が介在しない水平方向の「官」關係は存在しないと言つてよいのではないだろうか。また「官」に命令を下すのは常に縣廷であり、縣廷の令・丞と同じく長吏であった縣尉ですら、縣廷・「官」の民政系統とは區別された軍政系統の一員でしかなく、縣尉からもやはり「官」に命令を下すことはできなかった⁴⁸と思しい。すなわち、縣廷は民政を擔う「官」に對する命令權を排他的に保有していたのである。

縣内文書行政は全て縣廷の命令を待つて推進されたのであって、「官」はあくまで縣廷からの命令に従つて行政實務を執行するという點で、多分に他律的な組織であった。またいずれかの「官」が同列の「官」に要請して行政が運営されるということもなく、縣廷の下位機關としての諸「官」はこの意味では「横並び」状態にあった。縣廷と各「官」がなす一

對一の垂直的な統屬關係が強固であったのに比べれば、「官」どうしの水平的な關係は非常に稀薄である。各「官」は個別に縣廷とは關係を結んでいたが、縣廷不在で「官」どうしに横斷的な聯携が形成されることはない。このこともまた、縣廷の「官」に對する絶對優位を一面において支えていたものと考えられる。

このように考えると、漢代以降しだいに「官」が消滅し、これに代わって縣廷内列曹が縣廷の外側に出て新たな屬吏組織を形成していくという過程も、縣廷と「官」の權能の差からすれば必然的であり、その流れを發生させる契機は既に秦縣の官制構造に内在していたと言える。この觀點に立つたとき、秦代「官」から漢代列曹へという屬吏組織の變革についても自ずと新たな見直しが要請されるだろう。以後の課題としたい。

註

- (1) 嚴耕望一九九〇、安作璋・熊鐵基二〇〇七、池田雄一二〇〇二など。
- (2) 特に裘錫圭一九九二、徐富昌一九九三、工藤元男一九九八などによって縣の「畜夫」の研究が進んだ。また佐藤直人二〇〇〇、仲山茂二〇〇一、佐原康夫二〇〇二(第二章)第三章、藤田勝久二〇〇五(第一篇)の諸論考も睡虎地秦簡を利用して縣制に論及する。
- (3) 張家山漢簡を利用した地方官制研究として廖伯源二〇〇二、鄒水杰二〇〇八、紙屋正和二〇〇九がある。
- (4) この時點での里耶秦簡を利用した地方官制研究として、高村武幸二〇〇八(第三部)、藤田勝久二〇〇九、青木俊介二〇〇五、同二〇一一、紙屋正和二〇〇九(第十一章)がある。
- (5) 「官」の吏員の呼稱については前稿(一五頁)を參照。二〇〇七年以前公開簡では「官」の長たる「某畜夫」の呼稱は未見であったが(青木俊介二〇〇五)、新規公表簡によって司空畜夫、倉畜夫の呼稱が確認された。
- (6) さらに「官」の具體的な職務については青木俊介二〇〇一が論じるが、そこでは「縣官」という表現に改められている。青木氏自身注意するように「縣官」の語は文脈によつてかなり意味を異にする。ここでは誤解を避けるためにも縣内で官畜夫・史・佐が構成する縣の實務部局を従來通り「官」と稱しておく。
- (7) 早くも李學勤二〇〇三(七七頁)によつて里耶秦簡は遷陵縣廷の文書あるいはその副本であることが指摘されている。

- (8) 一號井への文書廢棄に關しては藤田勝久二〇〇九(第四章)を参照。また初山明二〇〇六(二九〇頁)は、始皇二十六年の紀年簡が第八層からも第十六層からも出土していることから、文書廢棄が短時日の間に行われたとする。それならば、層によって出土文書の年代が大きく偏るという可能性は低い。現段階の公表簡が極端に性格の偏ったものと考えられる必要もないだろう。
- (9) 簡牘に封泥を直接押し當てる方式が秦代に頻用されたことは孫慰祖二〇〇三(一二二頁)を参照。
- (10) 漢代の檢については大庭脩一九九二(第二篇第五章)、李均明一九九〇を参照。
- (11) 藤田勝久二〇一三は新規公表簡等の檢について、特に配送手段の面から考察している。
- (12) 出土簡牘から遺址の性格を判定する場合の問題については藤田高夫二〇〇六を参照。
- (13) これはまた里耶秦簡所見の官制を扱う孫開博二〇一四・郭洪伯二〇一四に關しても同様である。本稿執筆時点でいずれも未刊ながら、前者については著者本人より掲載豫定稿の惠贈を得、後者については田天氏(首都師範大學)の教示および凌文超二〇一四の引用を参照した。
- (14) 藤田勝久二〇一三が既に里耶出土の檢は洞庭郡から遷陵縣に直接送附されたものが多いことを指摘している。
- (15) 遷陵縣廷が他の機關から受信した文書の上に戻信内容などを追記したとき、その文書の性格はもとも①であったものが②つまり遷陵縣廷側の控えとしての性格をも持つことにもなるため(この場合當然ながら①と②の部分は筆跡が異なる)、一枚の簡牘が①と②兩方の性格を併せ持つ場合も少なくない。里耶出土文書の正本から控えへの性格變化については、新規公表簡以前ではあるが呂靜二〇一〇が取り扱っている。同様の論點を取り上げた論考として游逸飛二〇一三も参照。
- (16) 少内については従来様々な議論があるが、ここでは佐原康夫二〇〇二(一六二―一九四頁)を参照。里耶秦簡が公開された現在にあつては、少内が畜夫・佐・史の構成員を有したことが判明し、明らかに「官」の一であったことが確認される。また二年律令・秩律47でも「倉・庫・少内・校長・掾長・發弩……」と秦の「官」と同一の官名(秩百二十石)を列擧した中に少内が見られ、ここからも少内が「官」であったことが傍證される。なお同じく金錢の管理に携わる縣廷側の組織(本稿にいう縣廷内列曹)として金布が存在する。これは漢代後期以降の列曹の一たる「金曹」に相當すると考えられる。
- (17) 陳偉主編二〇一二(一九七頁)は「元戍士五(伍)□歸高成免衣用、當傳。」と句讀するが、「免衣用」をどのように解するのかは示されていない。以下では8-777「免歸」の例に鑑みて本文の如く句讀し、遷陵縣に配屬した戍卒が任務を解かれて歸郷し、その郷里に遷陵縣から衣類を輸送する必要があったものと理解した。
- (18) 半が「開封」を意味することは陳劍二〇一一を参照。
- (19) 資料(5)が庫の保管した文書であることは角谷常子二

〇一二(一一二頁)に指摘がある。

(20) そのほか庫が發信して縣廷が受領した文書の正本として 8-1069+8-1434+8-1520・8-1510・8-1514がある。

(21) 一號井出土文書の大部分は縣廷保有のものとするこの結論は、あくまで現時點で得られる情報に基づいたものだが、註(8)に述べたように一號井の層位によって文書の性格が偏るとは考えにくい。現時點の公表簡で一號井出土簡全體を論じることには一定の有効性がある。假に今後その結論を改める必要があるとすれば、ある層に特定の「官」の文書が集中していることが判明するというような場合が考えられるが、一つの井戸で層位ごとに文書廢棄「機關」が異なるという事態は現實的に想定しづらい。

(22) 高村武幸二〇一四(三三三頁)は「封緘簡牘」の宛先を中心として區分し、I縣外から遷陵縣に宛てたもの、II遷陵縣内の官府から遷陵縣廷に宛てたもの、III遷陵縣廷または遷陵縣と直接の關係がないもの(「異處簡」)の三分類を設定する。IとIIはそれぞれ本稿の縣外の檢、縣内の檢に相當する。本稿では檢の表記上の移動範圍を基準に區分したため、結果的に目的地外に届いた簡の分類となるIIIの設定はないが、これは考察の対象外にしたことを意味するわけではない。假にIIIに分類されうるものでも、「臨沅主司空發洞庭」(8-695正面。ただし背面に「遷陵・洞庭」とあるため、再利用のうえ遷陵縣廷に届いたもの)のような簡は、臨沅縣に「主司空」が存在したことの資料として利用可能である。

(23) 『漢書』地理志において閩中縣は巴郡所屬、鐔成縣は武陵郡所屬。

(24) 高村武幸二〇一四(四〇頁)は、發信元が明示されない場合は縣どうしの平行文書であった可能性を指摘する。

(25) 例外として、斷簡ながら8-220「□西陽廷」が「廷」を含む檢であった可能性がある。

(26) 青木俊介二〇〇五、初山明二〇〇六(二八六頁)。

(27) 8-293「廷戸」という檢があるが「主」もしくは「曹」が誤脱したものであろう。

(28) 凌文超二〇一四に既に指摘がある。

(29) さらに郭洪伯二〇一四も「稗官」と「諸曹」に區分するという。凌文超二〇一四參照。

(30) 高村武幸二〇一四は「部局組織化」されたものが「某曹」であり、「主某」の方は部局組織化しているか否かにかかわらず「某擔當」の意で用いられたとする。確かに「主某 \parallel 某擔當」としてより廣義に使用されることは首肯しうる。しかし一般の文書ではむしろ「某曹」の呼稱が優勢であることからすれば、基本的な呼稱が「某曹」で、それを「主某」と言い換えることも可能であったという程度で、「部局組織化」しているか否かとはさほど關係のない異稱にすぎないのではないか。特に檢の表記に關して「主某」「某曹」にいかほどの區別意識が込められたものか、懷疑的ならざるをえない。後述のように縣廷内列曹が令史により兼擔されたとすれば、本職は令史の方であって、某曹・主某は副次的な分掌範圍を示すにすぎず、そのため呼

稱も流動的になりえたものと理解される。なおこの點に關して凌文超二〇一四は、漢代以前、「曹」は必ずしも官署機構を指すとは限らず、某事に従事する官吏を指す場合があるという。そのうえで秦代の「曹」は「史」を主體として構成される補助的組織と位置づけている。

(31) 凌文超二〇一四は郭洪伯二〇一四の見解を引用し、「官」(郭氏の用語では「稗官」)は後代の列曹と同じ性質であるとする。

(32) この點は既に高村武幸二〇一四、孫開博二〇一四も注意するところである。

(33) なお8-1795「主庫」も縣廷内列曹の一と考えられるが、秦律雜抄15に「官」として「庫嗇夫」が見える。これも廷主庫(主曹)と庫嗇夫の並存を示す。

(34) 粉山明二〇〇七は里耶出土の封泥匣(湖南省文物考古研究所編二〇〇七、彩版二十四)の背面側に文字があることに注目し、やはり背面では目に觸れえないことを指摘する。同氏は差出人や宛先を書いた別の檢が存在してその開封後に檢上の文字を封泥匣に轉寫したものと想定しているが、しかし封泥匣にわざわざ檢の文字を轉寫する理由は不明であり、開封後の封泥匣をそのようにして保管することの意味もまた判然としない。本稿で取り上げた兩面に文字のある檢の場合、封泥匣とは違って片側に文字が書いてあっても裏返してしまえば再利用が可能であるため兩面を用いることになったものと考えられる。

(35) 8-527は正面に「少内」、背面に「遷陵以郵利足行洞」

とあるが、背面だけで送受信者雙方を示しており、やはり再利用された檢である。また8-530も正面「西陽 洞庭」背面「廷戸發」とあり、再利用であろう。言うまでもないがこうした場合の正面・背面とは相対的な區別ではない。

(36) 尉曹の役割について、嚴耕望一九九〇(二三二頁)は士卒を主管する官であることを述べ、また安作璋・熊鐵基二〇〇七(六七〇頁)は尉曹が徭役に關わることを指摘する。

(37) 佐原康夫二〇〇二(第二部第三章)によれば、漢代の官衙において長官の私的空間と公的空間は「閤」によって區切られ、長官が執務する堂・庭はこの内部に、屬吏の勤務場所はその外部に位置した。この「閤」の内外を行き來した「門下」の屬吏のあり方は、縣廷と「官」との聯携役となった縣廷内列曹の性格を考える上で參考になる。ただし、漢代の「閤」内空間と同じように、秦代の縣廷もまた私的空間と稱しうるかは定かではない。本文にも述べたように、秦の「官」は縣廷外に、漢の諸曹(列曹)は「閤」外に執務場所を持ったが、これを單純に裏返して秦代縣廷に漢代「閤」内と斷定することはできない。佐原康夫二〇〇二(二二八頁)は漢代官衙の空間構成における、「閤」で仕切られた長官と丞以下の吏の區別を強調するが、簡牘資料に見える秦の縣廷は令・丞・令史・縣廷内列曹を包含しており、「閤」内という純粹に空間的な概念よりも、制度的範疇としての意味合いが強い。また縣廷内列曹のちに縣廷外に出て「官」に取って代わり(同時に「官」は消滅)、漢代の諸曹へと轉化していくものと考えられるが、これに

並行して縣廷の範疇も變化したかどうか。これらの問題については今後の検討に委ねたい。

- (38) 漢代の縣吏に關して、従來は秩二百石以上の長吏、百石以下の屬吏に二分されると認識されてきたが、漢初の二年律令によってその中間の屬吏集團の存在が判明した。紙屋正和二〇〇九（第一篇第一章）は二年律令に基づき、百石以上というやや官秩の高い屬吏集團の存在を指摘し、それは百石未満の斗食・佐史と性格的に近いものであったと捉えている。紙屋氏は漢初の屬吏層を百石以上・以下に二分しながらも兩者は性格的に近いと述べているが、その理由の一つは、兩者がともに秦簡に見える「官」を前身とするためではないだろうか。なおこの屬吏集團は、司空、田部、倉、少内など秦代の「官」と同じ名稱のものが多い。

- (39) 例えば高村武幸二〇一四（六二頁）は、倉（官）宛ての文書を倉曹が起草する、といった文書作成の役割を想定している。こうした役割もその本職が令史であったことに由来するものと考えられる。

- (40) 藤田勝久二〇一三は本稿資料（9）のような簡を「郵書記錄」（郵書なる呼稱の注意點は土口史記二〇二三を参照）と稱して、これを利用しつつ「遷陵縣の文書は、下部の部署が獨自に縣外に文書を發信することはない」と指摘するが、「下部の部署」と包括的に表現しており、「官」と縣廷内列曹の區別は捨象されている。そこで例示される「司空曹書一封」「尉曹書一封」などは全て縣廷内列曹が令丞の印を得て縣外に送る文書である。一方、「郵書記錄」の簡

に「官」が現れることは全く無い。

- (41) 縣廷内列曹と同様の部署が郡太守府にも存在した（表一参照）が、縣廷内列曹と同じく、太守府内列曹とも呼ぶべき組織をここに見出すことができる。

- (42) 「尙半」は縣廷に所屬する尙なる人物によって開封されたことの記録である。尙が縣廷の書記であることは、始皇帝三十二年三月に縣廷が太守府に上申した文書の控えである⁸²の書記が尙であることから確認される。

- (43) 田官については陳偉二〇一四が倉・司空などと並ぶ一部局であることを指摘する。

- (44) 左公田は類例を見ないが、陳偉主編二〇一一（四九頁）の指摘するように「右公田印」の秦印が存在する。また秦漢期の出土資料には「田」「田官」が見え、それぞれ田嗇夫・田官嗇夫を長とする「官」である（田と田官が別組織であることは陳偉二〇一四参照）。左右公田との關係が不明な感みはあるが、等しく「官」であったと解しておく。

- (45) 「治邸」は刑徒の勞役の一つ。9-2294（選）にも刑徒の「治邸」が見える。資料（13）においては太守府にある遷陵縣用の邸に駐在して雜務に服することを言うと考えられる。張家山漢簡・奏讞書には城旦の擔當する「治官府」が見える。なお類似的「守邸」なる語が居延漢簡に見え、戍卒の作業の一つとして邸の守備にあたることを意味するが、(13)の「治邸」は隸妾によって擔當されたため守備・警備を指すものではないだろう。

- (46) 8-157に見られる縣尉の役割については前稿を参照。假

に縣廷が郷耆夫の上申を却下していなければ、次は縣尉に文書が發信されたはずである。これに限らず、縣廷から縣尉への文書送信の例はいくらも見られるが、文書行政回路における縣尉の位置付けについては別稿にて検討したい。

なお前稿においては「謁令尉以從事」の「令」を縣令と解釋したが、その後多數の「謁令+官名」の事例が里耶秦簡に確認された。従ってここでも「令」は使役と解釋すべきと改める。

「官」の表現は、一見「官」どうしが直接に聯絡しあったようにも取れるが、里耶秦簡の「附」は通常、作徒などの人員ないし金錢物品の受け渡しを指す。

(48) 91503 は縣尉が縣廷に「官」への命令を求めた例である。洞庭郡尉によつて遷陵縣に派遣された卒の食糧支給につき、遷陵縣尉がまず縣廷（守丞）に聯絡し、卒への食糧支給を倉に行わせるよう依頼している。縣尉もまた、「官」との関係では縣廷の執行命令を必要としていた。

参考文献

- 青木俊介 二〇〇五 「里耶秦簡に見える縣の部局組織について」『中國出土資料研究』九。
- 青木俊介 二〇一〇 「秦から漢初における都官と縣官——睡虎地秦簡「法律答問」九五簡の解釋を通じて——」『中國出土資料研究』一五。
- 池田雄一 二〇〇二 「中國古代の聚落と地方行政」東京、汲古書院。
- 大庭 脩 一九九二 『漢簡研究』京都、同朋舎。
- 紙屋正和 二〇〇九 『漢時代における郡縣制の展開』京都、朋友書店。
- 工藤元男 一九九八 『睡虎地秦簡よりみた秦代の國家と社會』東京、創文社。
- 佐藤直人 二〇〇〇 『秦漢期における郡—縣關係について——縣の性格變化を中心に——』『名古屋大學東洋史研究報告』二四。
- 佐原康夫 二〇〇二 『漢代都市機構の研究』東京、汲古書院。
- 角谷常子 二〇一〇 『里耶秦簡における單獨簡について』『奈良史學』三〇。
- 高村武幸 二〇〇八 『漢代地方官吏と邊境社會』東京、汲古書院。
- 高村武幸 二〇〇九 「發くと發る」——簡牘の文書送附に關する語句の理解と關聯して——『古代文化』六〇—四。
- 高村武幸 二〇一四 「里耶秦簡第八層出土簡牘の基礎的研究」『三重大史學』一四。

- 土口史記 二〇二二 「戰國・秦代の縣——縣廷と「官」の關係をめぐる一考察——」『史林』九五—一。
- 土口史記 二〇二三 「中國古代文書行政制度——戰國秦漢期出土資料による近年の研究動向——」『中國史學』二三。
- 仲山 茂 二〇〇一 「秦漢時代の「官」と「曹」——縣の部局組織——」『東洋學報』八二—四。
- 藤田勝久 二〇〇五 「中國古代國家と郡縣社會」東京、汲古書院。
- 藤田勝久 二〇〇九 「中國古代國家と社會システム」東京、汲古書院。
- 藤田勝久 二〇一三 「里耶秦簡にみえる秦代郡縣の文書傳達」『愛媛大學法文學部論集 人文學科篇』三四。
- 藤田高夫 二〇〇六 「官記偶識」『關西大學文學論集』五六—二。
- 初山 明 二〇〇六 「中國古代訴訟制度の研究」京都、京都大學學術出版會。
- 初山 明 二〇〇七 「山は隔て、川は結ぶ——「里耶發掘報告」を読む」『東方』三一—五。
- 呂 靜 二〇一〇 「秦代における行政文書管理に関する考察…里耶秦牘の性格をめぐる」『東洋文化研究所紀要』一五八。
- 安作璋・熊鐵基 二〇〇七 『秦漢官制史稿』濟南、齊魯書社。
- 陳 劍 二〇一〇 「讀秦漢簡札記三篇」劉釗主編『出土文獻與古文字研究』四、上海、上海古籍出版社。
- 陳偉主編 二〇一二 『里耶秦簡校釋（第一卷）』武漢、武漢大學出版社。
- 陳 偉 二〇一四 「里耶秦簡所見的「田」與「田官」」『簡帛網』二〇一四年一月三〇日 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1984
- 郭 洪伯 二〇一四 「稗官與諸書——秦漢基層機構的部門設置」『簡帛研究』二〇一三、桂林、廣西師範大學出版社、二〇一四。
- 湖南省文物考古研究所等 二〇〇三 「湖南龍山里耶戰國—秦代古城一號井發掘簡報」『文物』二〇〇三—一。
- 湖南省文物考古研究所編 二〇〇七 『里耶發掘報告』長沙、嶽麓書社。
- 湖南省文物考古研究所 二〇〇九 「里耶一號井的封檢和束」『湖南考古輯刊』八。
- 湖南省文物考古研究所 二〇一二 『里耶秦簡（壹）』北京、文物出版社。
- 李 均明 一九九〇 「封檢題署考略」『文物』一九九〇—一〇。
- 李 學勤 二〇〇三 「初讀里耶秦簡」『文物』二〇〇三—一。
- 廖 伯源 二〇〇二 「漢初縣吏之秩階及其任命——張家山漢簡研究之一」『中國中古史研究』一。
- 凌 文超 二〇一四 「簡牘與中古政治・制度史研究三題」首都師範大學歷史學院主辦『中古中國的政治與制度』學術研討會論文集

(學會豫稿集)。

- 裘錫圭 一九九二 『甞夫初探』 『古代文史研究新探』 南京、江蘇古籍出版社。
- 孫慰祖 二〇〇二 『封泥・發現與研究』 上海、上海書店出版社。
- 孫慰祖 二〇〇三 『可齋論印新稿』 上海、上海辭書出版社。
- 孫聞博 二〇一四 『秦縣的列曹與諸官——從『洪範五行傳』一則佚文說起』 『簡帛網』 二〇一四年九月一七日 http://www.bsmn.org.cn/show_article.php?id=2077
- 徐富昌 一九九三 『睡虎地秦簡研究』 臺北、文史哲出版社。
- 嚴耕望 一九九〇 『中國地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度』 臺北、中央研究院歷史語言研究所。
- 游逸飛 二〇一三 『再論里耶秦牘 8-157 的文書構成與存放形式』 卜憲群・楊振紅主編 『簡帛研究二〇一二』 桂林、廣西師範大學出版社。
- 游逸飛・陳弘音 二〇一三 『里耶秦簡博物館第九層簡牘釋文校釋』 『簡帛網』 二〇一三年十二月二二日 http://www.bsmn.org.cn/show_article.php?id=1968
- 鄭曙斌等編 二〇一三 『湖南出土簡牘選編』 長沙、嶽麓書社。
- 鄒水杰 二〇〇八 『兩漢縣行政研究』 長沙、湖南人民出版社。
- 【附記】 本稿の一部は首都師範大學歴史學院主辦の「中古中國的政治與制度」學術研討會(二〇一四年五月二四、二五日)における口頭發表に基づく。席上、貴重な意見を賜った李昭毅・田天・凌文超・劉嘯・游逸飛・孫聞博の諸先生方に感謝申し上げます。
- 本研究はJSPS科研費70636787の助成を受けたものである。

BUREAUCRATIC STRUCTURE OF PREFECTURAL GOVERNMENTS IN THE QIN AS SEEN FROM THE LIYE QIN WOODEN SLIPS

TSUCHIGUCHI Fuminori

In 2002, over thirty thousand Qin wooden slips were unearthed at the Liye 里耶 site in Hunan province, giving scholars new primary sources on Qin history. Known as the Liye Qin slips 秦簡, they are administrative documents that were used in Qianling 遷陵 prefecture from the end of the reign of the First Emperor to that of the Second. Only one hundred slips had been introduced by the time of the excavation report published in 2007, however, 2500 slips were unveiled at a stroke in a newer report in 2012.

One of the important results of research on Liye slips was clarifying the distinction between *xianting* 縣廷 (a prefectural court) and *guan* 官 (bureaus) in the prefectural government. The *xianting* was the core organ of the prefecture administration, consisting of a *ling* 令 (prefect), *cheng* (丞 deputy prefect) and their retinues *lingshi* 令史 (prefectural clerks); *Guan* was a general term for subordinate organs staffed by a *guansefu* 官嗇夫 (bureau chief), *zuo* 佐 (assistants), and *shi* 史 (clerks), who carried out the prefecture's administrative works.

The author previously conducted research on this issue, using the Shuihudi Qin slips 睡虎地秦簡 and those Liye Qin slips that had been published before 2007. He argued that *xianting* and *guan* respectively had separate offices that were spatially distinguished, but contrary to the claims of previous scholars, there was no evidence that they were strongly independent of one another. He found instead that the *xianting* had absolute superiority over *guan*, and administrative practices were completely under the *xianting*'s control.

This paper, which verifies and supplements his earlier assertions, demonstrates the following conclusions: First, most of the Liye Qin slips are documents that were stored at the office of the *xianting*, not of a *guan*. Second, there existed within the *xianting* a series of administrative organs whose names were similar to those of the *guan*, but were which were separate institutions and should be called *liecao* 列曹 (arrayed offices). Third, the *xianting* completely controlled the documental communications throughout the prefecture, and the *guan* did not have the capacity to communicate with any organs outside the prefecture independently.